

補助金の対象経費

支出区分	対象経費の例
報償費	講師・専門家等への謝礼金、出演団体等への謝礼金
消耗品費	事業実施に必要な事務用品や原材料費等
印刷費	チラシ、ポスター、ブックレット、フリーペーパー等の作成費
交通費	事業実施に必要な公共交通機関の運賃等
保険料	賠償責任保険料、傷害保険料等
通信費	事業実施に必要な郵送料、通信費等
賃借料	会場使用料、事業実施に必要な機器等の賃借料
委託料	設営、電気、装飾、音響設備工事等に係る工事委託費、 コンサルタント業務・デザイン等の委託費 ※事業の大部分を委託するものを除く。
備品購入費	事業実施に必要な備品購入費（税込単価5万円以上） ※期間終了後も実施事業の運営のために継続して使用する見込みがある ものに限る。
その他経費	その他事業実施に必要な経費

<以下の経費は原則として補助対象になりません>

- 団体の維持管理費など、事業に直接関わりのない経費
(例) 事務所の家賃や光熱費など
- 団体の運営・会議等にかかる構成員への人件費
- 団体の構成員や参加者などの飲食費
(例) 会議や打ち上げなどの飲食代
- 団体が国、地方公共団体、企業等から補助を受けている場合、その補助対象経費と同一の使途であるもの
- 事業の提案に係る経費と事業終了後の報告に係る経費

※ 補助対象経費の詳細は、事前に協働推進課へご確認ください。

